

## ○代替養育を必要とする児童数の推計

代替養育を必要とする児童の数は、「児童人口」に「代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む)」を乗じることで推計します。

## (1) 豊島区の児童人口の推計

豊島区基本計画(令和4年3月)における将来人口を用いて、児童人口を推計します。

なお、代替養育を必要とする児童数の推計を算出するにあたっては、住民基本台帳における各年齢区分の総人口に占める割合を用いて算出します。

## ① 基本計画における将来人口(抜粋)

	2015 H27	2020 R2	2025 R7	2030 R12	2035 R17	2040 R22	2060 R42
0～14歳	24,073 8.6%	27,622 9.6%	31,677 10.8%	33,692 11.5%	32,726 11.1%	30,035 10.2%	34,733 11.5%
15～64歳	198,742 71.1%	200,917 70.2%	202,592 69.4%	200,500 68.4%	197,750 67.4%	195,155 66.3%	182,833 60.6%
65歳以上	56,658 20.3%	57,866 20.2%	57,747 19.8%	59,118 20.2%	63,046 21.5%	69,374 23.6%	84,359 27.9%
うち75歳以上	27,396 9.8%	29,880 10.4%	33,262 11.4%	32,748 11.2%	31,519 10.7%	32,281 11.0%	46,736 15.5%
合計	279,473	286,405	292,016	293,310	293,522	294,564	301,925

## ② 総人口に占める割合(令和2年～令和4年、各年4月1日における住民基本台帳より算出)

	総人口に占める割合
児童人口計	10.6%
3歳未満	1.9%
3歳以上就学前	1.9%
学童期以降	6.7%

## ③ 児童人口推計

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
児童人口計	30,662	30,689	30,716	30,743	30,770	30,798
3歳未満	5,548	5,553	5,558	5,563	5,568	5,573
3歳以上就学前	5,548	5,553	5,558	5,563	5,568	5,573
学童期以降	19,565	19,582	19,600	19,617	19,634	19,652
総人口	292,016	292,275	292,534	292,792	293,051	293,310

(2) 代替養育が必要となる児童の割合

令和6年4月1日時点の児童人口に占める施設入所措置・里親委託数から、代替養育を必要とする児童の割合を以下のとおり推計します。

児童人口(A)	30,784 人
施設入所措置・里親委託数(B)	109 人
代替養育を必要とする児童の割合(B/A)	0.35 %

(施設入所措置・里親委託数の内訳)

乳児院	12
児童養護施設	56
里親	28
ファミリーホーム	4
障害児入所施設	8
児童自立支援施設	0
児童心理治療施設	1
合計	109

(3) 潜在需要の推計

潜在需要を推計するにあたっては、豊島区児童相談所が令和5年2月1日に開設した以降の一時保護児童の状況から潜在需要数を推計します。

① 新規一時保護数

豊島区児童相談所を開設後、新たに一時保護となった児童は188名(一月当たり約13名)となります。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
		令和4年度	所内保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	
保護委託												0	4	4	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	11	27	令和4年度 13.5 名
令和5年度	所内保護	5	10	11	7	8	7	9	5	7	7	6	8	90	令和5年度 13.4 名
	保護委託	6	1	7	5	10	12	5	7	5	2	6	5	71	
	計	11	11	18	12	18	19	14	12	12	9	12	13	161	

一月当たりの保護児童数を基に年間の保護児童数を算出し、令和2年度から令和4年度における東京都全体の相談対応件数の増加率(106.7%)を乗じて今後の保護数を推計します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
新規保護数	172	183	196	209	223	238

② 一時保護解除児童数

新規で一時保護となった児童の約9割が一時保護解除となっています。

また、一時保護解除児童182名のうち、措置へと変更となった児童は28名で、その割合は15.4%でした。

令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	新規一時保護数における解除児童の割合※ 90.5%
	所内保護 (措置となった数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	
保護委託 (措置となった数)												5	5	10	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	13	21	
令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	一時保護解除後に施設や里親宅に 措置入所となる割合 15.4%
	所内保護 (措置となった数)	8	6	10	7	9	9	6	4	11	4	10	8	92	
	保護委託 (措置となった数)	4	5	4	7	8	8	5	8	11	3	3	3	69	
	合計	12	11	14	14	17	17	11	12	22	7	13	11	161	
	※豊島区児童相談所開設時に東京都より移管された児童13名を含む														

今後の新規保護数の推計値に一時保護解除となる割合(90.5%)を乗じて今後の一時保護解除児童数を推計します。その後、一時保護児童数のうち、保護解除後に施設や里親宅に措置入所となる割合を乗じて潜在需要数を算出します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	新規一時保護数における 解除児童の割合 90.5%
新規保護数 (再掲)	172	183	196	209	223	238	
一時保護解除 児童数	155	166	177	189	202	215	
潜在需要数	23	25	27	28	30	32	
							一時保護解除後に施設や里親宅に 措置入所となる割合 15.3%

(4) 代替養育が必要な児童数

新たに代替養育が必要となる児童数と、潜在需要数の合計より、代替養育を必要とする児童数の推計を算出します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
代替養育が必要な児童数	109	109	109	109	109
潜在需要数	25	27	28	30	32
合計	134	136	137	139	141

(年齢区分別推計)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	134	136	137	139	141
3歳未満	24	24	24	25	25
3歳以上就学前	23	24	24	24	25
学童期以降	87	88	89	90	91

※小数点以下切り捨て。端数分は学童期以降の人数に含める。

○ 里親等委託児童数及び委託率の推計

(1) 年齢区分別の里親等委託数

代替養育を必要とする児童数の推計を踏まえ、各年度における年齢区分別の里親等への委託児童数及び委託率を推計します。委託率を推計するにあたり、令和11年度末時点における乳幼児の里親等委託率75%、学童期の里親等委託率50%を目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	10 41.7%	12 50.0%	14 58.3%	18 72.0%	19 76.0%
3歳以上就学前	14 60.9%	16 66.7%	17 70.8%	17 70.8%	19 76.0%
学童期以降	31 35.6%	35 39.8%	39 43.8%	43 47.8%	46 50.5%
合計	55 41.0%	63 46.3%	70 51.1%	78 56.1%	84 59.6%

(2) 将来に向けて必要な里親等登録数

令和6年2月時点の東京都における全ての里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約38.5%であったことから、里親等への委託の実現には、約2.59倍の登録家庭が必要となります。里親宅への措置(委託)は、豊島区内の里親だけでなく、東京都内の里親にも行われることから、豊島区のみならず、東京都内の自治体において里親等登録数を増やす取組みが必要です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
委託児童数	55	63	70	78	84
里親等登録数	142	163	181	202	218

○ 施設で養育が必要な児童数の推計

(1) 施設で養育が必要な児童数

「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	14	12	10	7	6
3歳以上就学前	9	8	7	7	6
学童期以降	56	53	50	47	45
合計	79	73	67	61	57

代替養育が必要な児童数は毎年増加する見込みです。

引き続き里親等への委託を推進していくために、里親等の登録数を増やし、児童にとって最善の利益を保障する里親等への委託を担保していく必要があります。一方で里親等への委託の結果、不調に終わる児童や児童の状況に合わせたケアを行うために、施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があります。